

# 全国健康関係主管課長会議

## 健康局 総務課

### 指導調査室

指導調査室

#### 公衆衛生関係行政事務指導監査について

平成24年度においては、各制度ごとに次の事項を重点事項として実施することとしている。

- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律関係
  - ・ 被爆者健康手帳の審査・交付状況
  - ・ 健康診断の実施状況
  - ・ 原爆症認定申請の事務処理状況
  - ・ 各種手当の認定、支給事務処理状況
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係(結核に係る施行事務に限る)
  - ・ 健康診断の実施状況
  - ・ 医師及び病院管理者が行う届出状況
  - ・ 家庭訪問等指導の実施状況
  - ・ 就業制限の実施状況
  - ・ 入院勧告の実施状況
  - ・ 結核医療費の公費負担事務処理状況

○ 特定疾患治療研究事業関係

- ・ 特定疾患対策協議会の運営状況
- ・ 特定疾患医療受給者証及び特定疾患登録者証の審査、交付状況
- ・ 公費負担事務処理状況
- ・ 連名簿及び診療報酬明細書の写し等を活用した事業評価への取組状況
- ・ 難病患者認定適正化事業の実施状況

また、平成23年度の指導監査においても、過去に是正改善を図るよう指摘した事項について、不十分な事例が散見されるので、改めて指摘の趣旨をご理解いただき、改善に向けて一層のご尽力をお願いしたい。

※ 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に係る事務指導監査についても、本指導監査と併せて実施する予定。

保健衛生施設等施設・設備整備費補助金

目的： 地域住民の健康増進及び疾病の予防、治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与するため、都道府県等が設置する感染症指定医療機関、エイズ治療拠点病院、難病医療拠点・協力病院及び精神科病院等の整備促進を図る。

(1) 保健衛生施設等施設整備費補助金 883百万円 ( 783百万円)

- |                |                     |                |
|----------------|---------------------|----------------|
| ・ 原爆医療施設       | ・ 結核患者収容モデル病室       | ・ 認知症治療病棟      |
| ・ 原爆被爆者保健福祉施設  | ・ 感染症指定医療機関         | ・ 精神保健福祉センター   |
| ・ 放射線影響研究所施設   | ・ 感染症外来協力医療機関       | ・ 精神科デイ・ケア施設   |
| ・ 農村検診センター     | ・ 多剤耐性結核専門医療機関      | ・ エイズ治療個室等の施設  |
| ・ 医薬分業推進支援センター | ・ 精神科救急医療センター       | ・ HIV検査・相談室    |
| ・ 食肉衛生検査所      | ・ 精神科病院             | ・ 小児がん拠点病院(仮称) |
| ・ 難病相談・支援センター  | ・ 新型インフルエンザ患者入院医療機関 | ・ 結核研究所        |

※下線は新規メニュー

(2) 保健衛生施設等設備費補助金 1,600百万円 ( 1,700百万円)

- |               |                     |                 |
|---------------|---------------------|-----------------|
| ・ 原爆医療施設      | ・ 眼球あっせん機関          | ・ 認知症治療病棟       |
| ・ 原爆被爆者保健福祉施設 | ・ 結核研究所             | ・ 精神保健福祉センター    |
| ・ 原爆被爆者健康管理施設 | ・ 感染症指定医療機関         | ・ 医薬分業推進支援センター  |
| ・ 精神科デイ・ケア施設  | ・ 地方中核がん診療施設等       | ・ 食肉衛生検査所       |
| ・ 精神科救急車      | ・ エイズ治療個室等の施設       | ・ と畜場           |
| ・ HIV検査・相談室   | ・ 市場衛生検査所           | ・ 精神科救急情報センター   |
| ・ 難病医療拠点・協力病院 | ・ 精神科病院             | ・ マンモグラフィ検診実施機関 |
| ・ さい帯血バンク     | ・ 新型インフルエンザ患者入院医療機関 | ・ 感染症外来協力医療機関   |
| ・ 組織バンク       | ・ 食品衛生検査施設          |                 |

※下線は既存メニューの拡充(第二種感染症指定医療機関に結核病棟のユニット化に必要な設備整備事業を追加)

※ 平成24年度整備計画については、内示後に事業の延期・中止等の事態を生じさせることがないよう、管内の市町村等に対しても適切な指導をお願いする。

# 全国健康関係主管課長会議

## 健康局 総務課

### 原子爆弾被爆者援護対策室

#### 原子爆弾被爆者に対する援護の仕組み

原子爆弾被爆者に対する援護として、被爆者が受けた放射能による健康被害という、他の戦争犠牲者には見られない「特別の犠牲」に着目し、国の責任において、医療の給付、各種手当の支給等、総合的な保健・医療・福祉施策を講じている。

**被爆者の範囲** 以下のいずれかに該当する者であって「被爆者健康手帳」の交付を受けた者 【手帳保持者 約21.9万人】  
(平成22年度末)

- ① 原爆投下の際「被爆地域」(広島市・長崎市の区域・隣接地域)に在った者
- ② 入市被爆者(原爆投下後2週間以内に爆心地付近(約2km)に入市した者)
- ③ 救護被爆者(放射能の影響を受けるような事情の下にあった者)など

**原爆症の認定** → 認定を受けた者には医療特別手当(月額136,480円)を支給 【支給対象者 約7,200人】  
※手当額は平成24年4月以降の額。平成24年10月以降は月額135,670円。(平成22年度末)

被爆者の疾病について①原爆放射線に起因し、②現に医療を要する状態にあるかを認定

： 原子爆弾被爆者医療分科会にて専門的な観点から客観的に審査し、厚生労働大臣が認定

「厚生労働大臣は、原爆症認定を行うに当たっては、政令で定める審議会(\*)の意見を聴かなければならない。」(被爆者援護法第11条第2項)

\* 政令で定める審議会 = 疾病・障害認定審査会(原子爆弾被爆者医療分科会)

**援護措置** 【1,478億円(平成24年度予算(案))】

- 1 医療の給付(医療費の無料化) 【438億円】
- 2 各種手当の支給 【930億円】

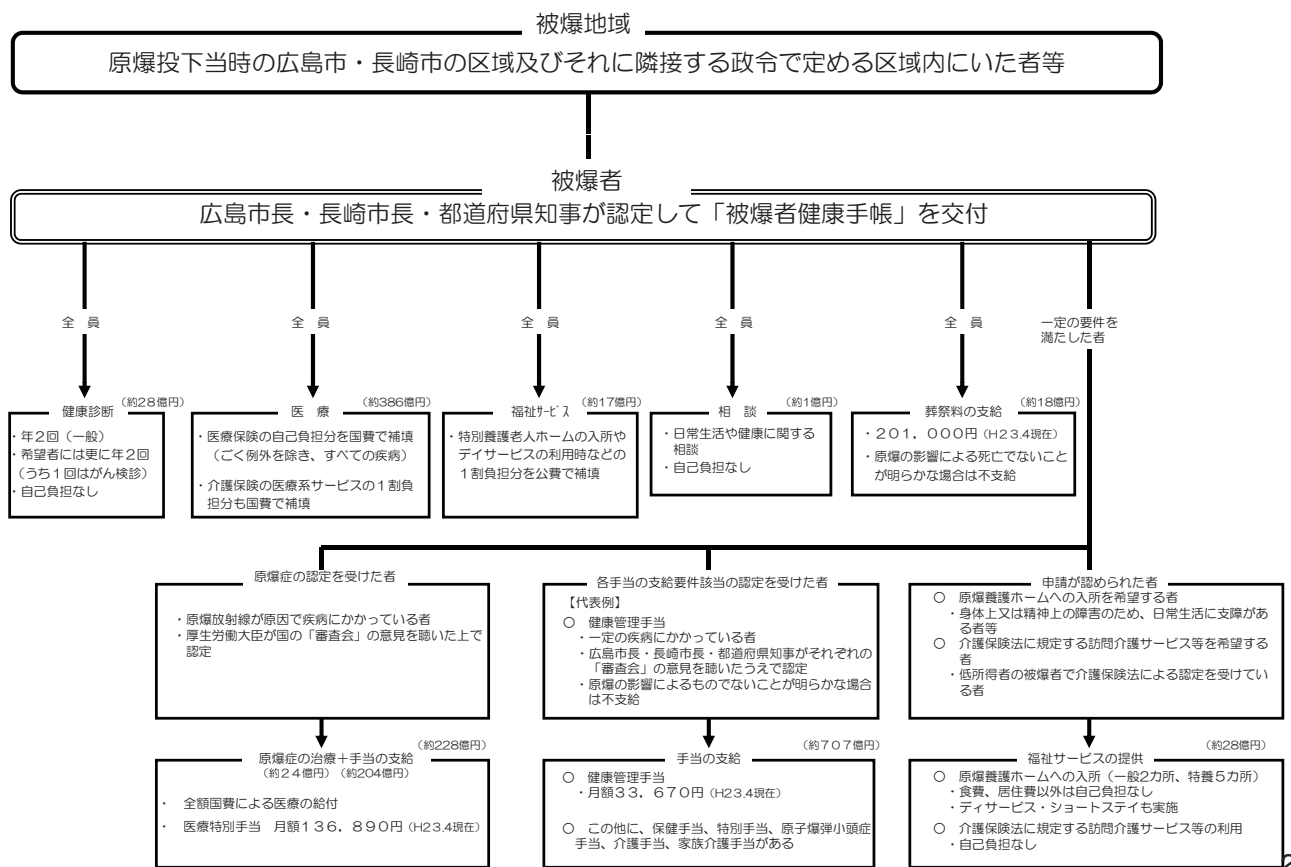
健康管理手当(月額:33,570円)【支給対象者 約18.7万人(平成22年度末)】(被爆者の85%が受給)

医療特別手当(月額:136,480円)【支給対象者 約7,200人(前出)】 など

※手当額は平成24年4月以降の額。平成24年10月以降は健康管理手当(月額:33,370円) 医療特別手当(月額:135,670円)

- 3 健康診断の実施(年2回)
- 4 福祉事業の実施(居宅生活支援、原爆養護ホーム事業など)

原爆関係の援護施策の概要  
(平成24年度予算(案):約1,478億円)



平成24年度予算案における諸手当の物価スライド等による減額見込みについて(概要)

手当額については、平成23年の消費者物価指数の下落に伴い、平成24年4月から改定される予定。  
また、これまで年金と連動してスライド措置が採られてきたことによる物価スライド特例分について、年金と同様に、手当額を本来の水準に計画的に引き下げるための法案を通常国会に提出する予定である。  
(平成24年度から26年度の3年間で解消)

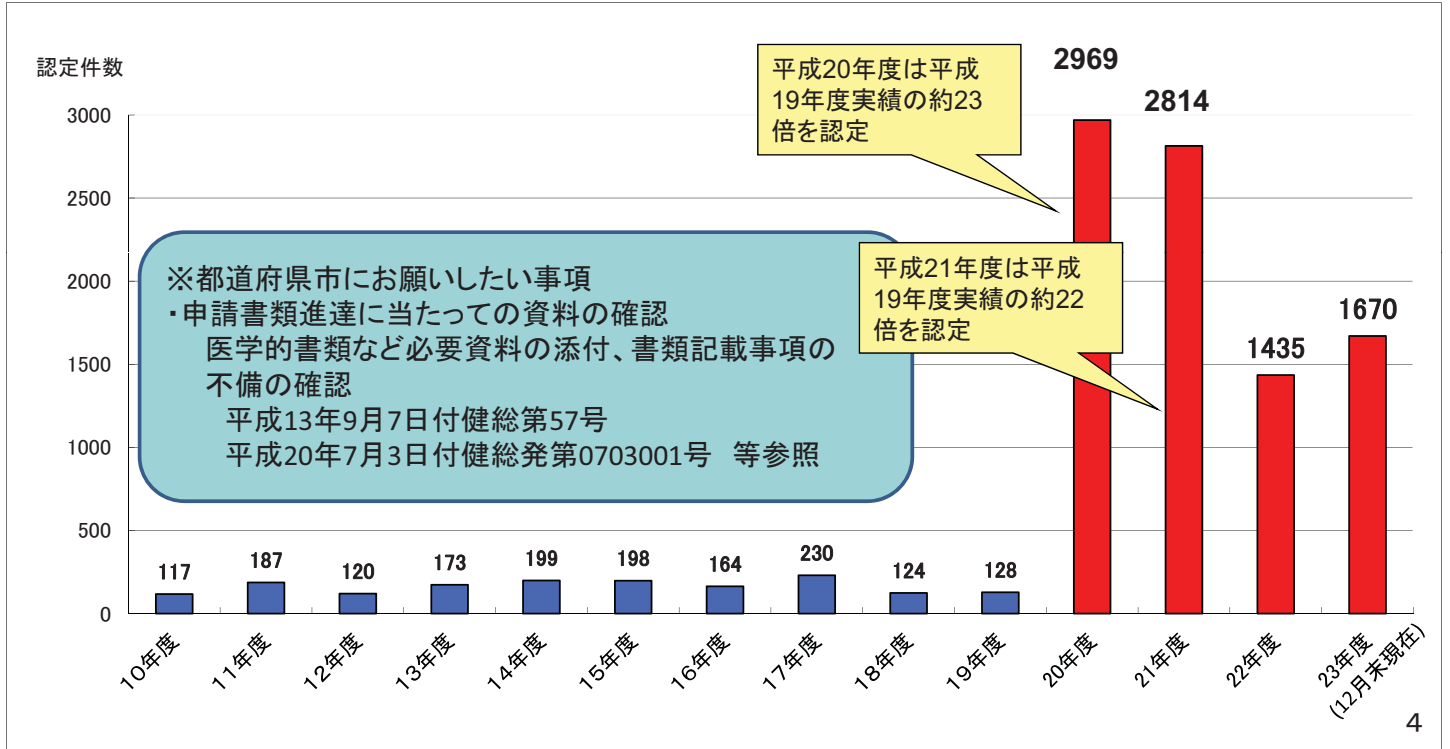
- 24年度においては、具体的に以下の内容を見込んでいます。
- ①消費者物価指数の下落に伴う減(△0.3%見込)(平成24年4月から)
  - ②物価スライド特例分について、平成24年度から26年度の3年間で段階的に解消(平成24年10月から0.6%引下げ)

	現行額		①消費者物価指数の下落に伴う減見込 (24年4月～)(△0.3%)		②特例水準解消に伴う減見込 (24年10月～)(△0.6%)
医療特別手当	136,890円	→	136,480円	→	135,670円
特別手当	50,550円	→	50,400円	→	50,100円
原爆小頭症手当	47,110円	→	46,970円	→	46,690円
健康管理手当	33,670円	→	33,570円	→	33,370円
保健手当(一般分)	16,880円	→	16,830円	→	16,730円
保健手当(増額分)	33,670円	→	33,570円	→	33,370円
家族介護手当	21,500円	→	21,420円	→	21,300円

(注)上段( )書きは減額幅、下段は減額後額

## 原爆症の認定件数

・平成20年4月以降、23年12月までで、合計8,888件を認定



4

## 原爆症認定制度の在り方に関する検討会について

### 目的

原爆症認定制度については、平成21年12月に成立した「原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律」の附則において、原爆症認定制度の在り方について検討する旨が規定され、平成22年8月に、内閣総理大臣から原爆症認定制度の見直しの検討を進めることが表明されたところである。

これを踏まえ、原爆症認定制度の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとするため、厚生労働大臣の主催により、学識経験者及び関係団体等の有識者からなる「原爆症認定制度の在り方に関する検討会」を開催する。

※平成22年12月から、これまでに計8回開催。

### 構成員

- |                      |                          |
|----------------------|--------------------------|
| ・荒井 史男 弁護士           | ・田中 照巳 日本原水爆被害者団体協議会事務局長 |
| ・石 弘光 一橋大学名誉教授       | ・三藤 義文 長崎市副市長            |
| ・草間 朋子 大分県立看護科学大学学長  | ・坪井 直 日本原水爆被害者団体協議会代表委員  |
| ・潮谷 義子 長崎国際大学学長      | ・長瀧 重信 (財)放射線影響研究所元理事長   |
| ・神野 直彦(座長) 東京大学名誉教授  | ・佐々木 敦朗 広島市副市長           |
| ・高橋 滋 一橋大学大学院法学研究科教授 | ・森 亘 東京大学名誉教授            |
| ・高橋 進 株式会社日本総合研究所理事長 | ・山崎 泰彦 神奈川県立保健福祉大学名誉教授   |

5